

# 「少年の非行動向・状況と質からみた 成人年齢引下げについての一考察」 — 権利を餌に未熟な者に責任を科すべきか —

Consideration in " Pull Down of Adult-age from The Delinquent Stream , Circumstances  
and Quality of Juvenile "

— Should Nation put Responsibility on an inexperienced person to bait in exchange for Right? —

小関 慶太

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2010 年 9 月 15 日 受理)

1. はじめに
2. 民法の成人年齢の概観
3. 年齢引き下げへの提唱
4. 成人年齢の歴史的検討
5. 諸外国の年齢状況
6. 少年の非行動向・状況について
7. 現代社会の「子ども」の発達と素質について
8. 一考察

## 1. はじめに

民法（明治 29 年法律第 89 号）は、成人年齢を 20 歳と定めている。平成 19 年（2007）5 月に成立した日本国憲法の改正手続きに関する法律（公布、平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号、施行平成 22 年 5 月。以下「国民投票法」）の附則第 3 条では「満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成人年齢を定める民法その他の法令の規定についても検討を加え、必要

な法制上の措置を講ずるものとする<sup>1)</sup>」と規定された。これに対して内閣に「年齢条項の見直しに関する検討会」が設置された。ここで国会へ法案提出を念頭に置いて検討が進められた。これを受けて国民投票法附則第 3 条を前提に法制審議会第 155 回会議において法務大臣より「民法の定める成人年齢引下げに関する諮問第 84 号」が発出された。

法制審議会では、教育関係者・消費者問題関係者・労働関係者・若者の研究をしている社会学者・発達心理学者・精神科医・親権問題の関係者などより成人年齢を引き下げた時の問題点の有無や内容に関する意見聴取（ヒアリング）を実施したほか、法制審議会委員が高校や大学に出向き、意見交換を実施した。

成人年齢引き下げの議論には、賛成論・反対論の立場がある。賛成論の根拠について大村敦志氏は、子どもの権利の尊重を列举され、子どもの権利条約 12 条に見られるように子どもの「意見表明をする権利」を尊重すべきで

あり、同法の解釈として児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとしているが、そこからさらに進んで一定の年齢・成熟度に達した者はもはや他人(親)の干渉を受けるべきではないという考え方を導くことができる<sup>2</sup>としている。次に反対論は、青少年の保護の必要性を根拠とし、社会経験の乏しい若者が各種の悪質商法の被害者になる事例は少なくないが、これまでは少なくとも20歳未満であれば未成年者を理由に契約の取り消しが可能であったが成人年齢を引き下げるということは、このような保護が及ぶ範囲を縮小することを意味する<sup>3</sup>としている。また、国民生活センターの宮内良治氏は「未成年者の契約は親が取り消せる民法の規定が悪質業者への抑止力になっている。18～19歳でも取り消せなくなると、この層への勧誘が増え、消費者トラブルが増えかねない<sup>4</sup>」と懸念している。

なお今日においては、民法改正により成人年齢引き下げをしたからといって即時に年長少年を成人扱いにするといった議論(少年とする年齢を18歳とする)は特にないものの民法改正後、長い目で見て少年法適用年齢を狭める政策がありえないわけではないと推察される。また、武内謙治氏も、法制審議会が総会において民法上の成人年齢を18歳に引き下げるのが適当であるとの意見を法務大臣に答申しており、これとの関連で少年法の対象年齢の上限について改正論議が生じることも予想されると述べている<sup>5</sup>。

## 2. 民法上の成人年齢の概観

民法4条(2004年改正前は3条)は、「年齢20歳を持って成人とする<sup>6</sup>」と規定し、成人年齢を20歳としている。

成人年齢が20歳に定められた経緯は、明治9年太政官布告第41条「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」と太政官布告<sup>7</sup>が出され、このことより20歳と定められた<sup>8</sup>。旧民法(明治23年法律第98号)では、「私権ノ行使ニ関

スル成年ハ満二十年トス但法律ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス」としたものの旧民法は施行されずに明治31年法律第9条により廃止された。現行民法(明治29年法律第28号。以下、「民法。』)では「第三条 満二十年ヲ以テ成年トス」と定められた。

民法で成人年齢が20歳と定められた理由は、旧民法制定当時の日本人の平均寿命や成熟度合が総合的に配慮されたからである。平均寿命は、男性が42.8歳・女性44.3歳であった。また学者の見解は「明治期の制定法が当時21歳から25歳程度(21歳とするのが比較的多い)を成人年齢と定めていた欧米諸国に比べてやや若い20歳成年制を採用したことについて、当時の学説には、日本人の平均寿命の短さ、あるいは日本人の精神的成熟の早さなどを理由としてあげるものがある。現実的な理由としては、当時の立法者が近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とする我が国の旧来の慣習をも考慮に入れて、当時の国際的基準からいえばやや低く、それまでの我が国の慣行からすればかなり高い成年年齢を律令を理由づけに採用したと考えることができよう。なお『全国民事慣例類集』には、20歳乃至それ以上の成年期を定めた地方があることも記されており、本人保護を主な目的とする無能力者制度の趣旨からも、それまでの日本の慣習の中では高度な20歳を標準としたとする考察もある<sup>9</sup>」と示している。また民法草案人事編においても知識(智識)は、多少の違いはあるが相当の年齢に達することで財産管理や契約行為が可能になると規定されていると、解することができる。

## 3. 年齢引下げへの提唱

今(2010年9月)からさかのぼること10年ほど前、少年法第一次改正が行われた前後に民主党ネクストキャビネットでは、「18歳以上に大人としての権利と責任を」で以下の提唱を行っている。

政治における市民参加の拡大を図ると同時に、若者の社会参加を促進する第一歩として、民主党は選挙権年齢の引下げを基本政策として掲げ、18歳選挙権を実現する法案を策定してきました。しかし、最近になって、相次ぐ少年犯罪により、何歳をもって大人とすべきかという論議が急速に高まっています。この機会に、自民党の主張に見られるような、刑罰強化のため少年法の適用年齢を引き下げるといふ本末転倒の議論ではなく、「大人としての権利と責任」という観点から、年齢論議を整理すべきだと考えます。なお、刑罰の問題も、刑法全体を見直す視点が必要です。

民主党は、18歳は経済的自立が可能な年齢であり、現に結婚や深夜労働・危険有害業務への従事、普通免許の取得、働いている場合は納税者であること等、社会生活の重要な部面で成人としての扱いを受けており、世界のすう勢も18歳以上を成人としていることから、以下の通り、成人年齢を18歳に引き下げを提案します。これによって、18歳選挙権を実現し、少年法の適用年齢も18歳未満の者とします。

(出典) 民主党ホームページ

<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>

## 成人年齢に関して

現行は、民法の第三条で満20年に達した者を「成年」として規定しています。ただし、結婚した場合は、男性は18歳以上、女性は16歳以上が「成年」とみなされます。同じ年齢でも結婚しているか否か、男性か女性かで異なった取扱いを受けているのです。そこで、民法を改正して、「成年」を18歳以上とし、婚姻可能年齢を男女同一の「成年」年齢とします。現行では18歳、19歳は契約等を結ぶ時、親権者の同意が必要ですが、今後自らの責任で契約できるようになるとともに、親の同意なしに結婚することができます。

(出典) 民主党ホームページ

<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>

## 少年法適応年齢引下げに関して

少年法は、「少年」の定義を、20歳に満たないものとして、「成人」は20歳以上の者としています。成人年齢を18歳以上とすることで、必然的に少年法の適用は18歳未満の者となります。現行では、少年が犯罪を侵したとき、16歳以上は教育処分か刑事処分を受けることとなっていますが、18歳、19歳は今後、大人として刑事裁判を受け、処罰されることになります。なお、14歳、15歳について刑事処分も可能とするかどうかは、現状の少年法の運用状況をあらゆる角度から検証して結論を得ることとします。

(出典) 民主党ホームページ

<http://www.dpj.or.jp/news/?num=11318>

第一次改正法で年齢の引き下げが実施されなかった背景については、年齢を制限している関連法との整合性の問題<sup>10</sup>、少年非行・犯罪動向、年長少年を保護処分に付すことが出来ないことによる当否を様々な観点より検証、検討が必要であることなどがある。

横山実氏は、この問題の妥当性と状況を踏まえた必要性として第一次改正において、刑事処分適用の拡大によって14、15歳の少年においても刑事処分が課せられることも可能となった点や16歳以上で故意に死に至らしめた場合は原則検察官送致（原則逆送）になったことによって被害者の応報感情を解消できたこと、また第二次少年法改正によって被害者への保護の拡張などが実施されたことをあげて、2000年から今日までの状況の変化を認識したうえで検討すべきと主張されている<sup>11</sup>。また年齢引き下げの根拠については、選挙権などの権利を付与することの見返りとして、18、19歳の少年にも責任を持たせるため、少年法適用年齢を引き下げるのは、法制度の建前と主張されている。第一次ベビーブーマーが10代になった昭和40年頃（1965）は、中学卒業で就職し、厳しい社会で自立し、20代半ばで結婚をしていた状況に比して近年は、少子化

や高学歴化のため、18歳で自立して働いている者は激減し、18歳の若者は、高卒後就職や大学・専門学校などへ進学しつつも親の扶養下にあり、真の意味で自立しているとは言い難いと主張されている<sup>12</sup>。1982年総務省統計の大学授業料の負担を見ると①大部分の親負担が78.9%②一部分親が負担12.8%③親には負担して貰わなかった8.3%に対して、アメリカでは①29.7%②29.1%③41.3%、イギリスでは、①21.6%②21.3%③57.1%である<sup>13</sup>。アメリカやイギリスは、成人年齢を18歳<sup>14</sup>に定めている。よって子どもは、自分の稼ぎで大学の授業料を納めることが出来ず、自立するだけの経済リスクを解消することが出来ていない。

1998年失業率が90年代前半の3%から50万人純増したことで5%前後<sup>15</sup>となり、その中でも若年層の失業率が増加し、15～24歳においては1999年10%超となりアルバイトだけをする未婚者が増えた。2000年初頭には仕事もしない、学校にも行かない、職業訓練も受けないニート(Not in Employment, Education or Training, NEET)と呼ばれる若者が増え2004年の内閣府調べによると80万人に達している<sup>16</sup>。これに対して政府は、2003年青少年育成施策大綱「若者自律・挑戦プラン」を策定した<sup>17</sup>。また2008年に新たに「青少年育成施策大綱」が策定された。またこの大綱を受けて検討された、ニートなどの困難を抱える青少年を官庁の枠を超え支援する枠組み整備が2009年7月「子ども・若者育成支援推進法」として成立した<sup>18</sup>。このような支援計画を行わなければならないほど、自立していないことが窺える。自立できていない、大人に成りきれていない若者に対して、年齢を下げることで刑罰を科しても(例えば、民法においては契約を可能とするなど)何ら効果も認められず、危険だから社会から排除(社会的排除; social exclusion)するだけで負の連鎖を導くことにしかならない。若者の自立が遅延化している理由には、社会的・家庭的・環境的な様々な要因が考えられる。例えば親離れすることが出来なくなっている若者であ

れば家庭・家族関係に問題があると看做し、家庭・家族の代わりに国がその若者を保護する(国親思想)に基づき介入・干渉<sup>19</sup>することが必要ではないのだろうか。

#### 4. 成人年齢の歴史的検討

##### (1) 大宝律令

大宝令(701年)や養老律令(718年)においては、隋唐の制度に倣って年齢を6級<sup>20</sup>に分けていた。3歳以下を緑又は黄(幼児期)、4～16歳を少子(少年期)、17～20歳を少丁(青年期)、21～60歳を正丁(壮年期)、61～65歳を老又は次丁(老年期)、66歳以上を耆としていた。

##### (2) 元服

奈良朝廷以降、元服の慣習が生じた。男子は、元服によって社会的に成人と看做され一人前の男になると考えられていた<sup>21</sup>。元服の年齢は、時代や階級(身分)によって異なっていた。例えば、天皇11～15歳、皇太子皇族11～14歳、臣下12～20歳、武士15歳前後である。

##### (3) 江戸時代

戦国時代の分國法においては15歳を以て成人と解するのが普通であった。江戸時代においても庶民は通常15歳が元服であったが、地方では婚姻によって成人となったケースもあった<sup>22</sup>。

江戸時代(徳川時代)の普通法によれば「十五歳未満ヲ幼年トナスコト・・・」と定め「庶民階級ノ間ニアリテハ、男子ハ普通十五歳ヲ以テ幼年ノ境ヲ脱スルナルガ故ニ此年ヲ以テ一人前ノ男ニ・・・」と規定していた。すなわち、江戸時代の男子は15歳を以て一人前と考えられていた。

##### (4) 明治時代

明治33年3月6日公布された未成年者喫煙禁止法では、未成年者を「十八歳未満の幼年者」と定めていた。また明治35年第16回帝國議

会における幼年者飲酒禁止法案委員会会議では「是等ノ所謂未成年者、十二歳カラ十六歳十七八歳ノ者」という発言がされた<sup>23</sup>。

また明治5年監獄則は、成年行刑と少年行刑を20歳以上と20歳未満に分けた（監獄則10条）。明治13年刑法では、年齢と刑事責任を4段階に分けて処遇を実施していた。また81条によって16歳以上20歳未満の者の行った行為責任（量刑）は、刑の一等減刑が定められていたがこれは、年齢を法律上その刑を宥恕するための情状に過ぎなかった<sup>24</sup>と渡邊一弘氏は指摘している。この点に対しては、成人年齢を定めるにあたっての民法草案の考え方と明治刑法とは、年齢評価への考え方にズレがあるのではないかと思う。

以上の点より歴史のみと日本において現行民法制定まで成人年齢というものは、成人年齢の基準となる事柄が明確に定められていたわけではないと考えられる。

## 5. 諸外国事情

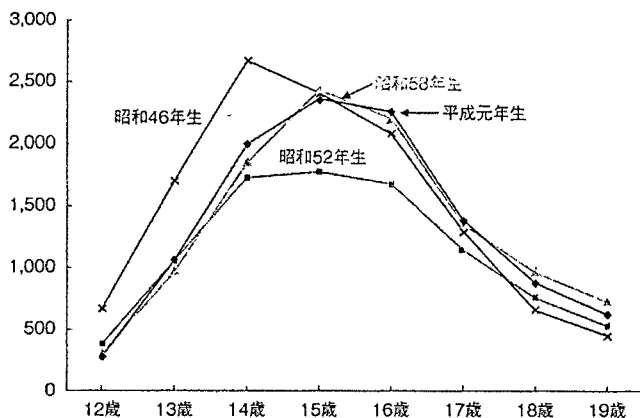
選挙権年齢と成人年齢が同じ（equal）国は、シンガポール・クウェート・サモア（21歳）、日本・台湾・モロッコ・チュニジア（20歳）、英国・米国・カナダ<sup>25</sup>・イタリア・インド・中国・オーストラリア・スイス・フランス・スウェーデン・ドイツなど（18歳）、北朝鮮（17歳）

である。選挙権年齢の方が高い（選挙＞成人年齢）がネパール（18歳＞16歳）、アラブ首長国連邦（25歳＞21歳）のに対して成人年齢の方が高い（選挙＜成人）がオーストリア（16歳＜18歳）、大韓民国（19歳＜20歳）などである<sup>26</sup>。全ての国が選挙年齢＝成人年齢であるわけではなく、日本においても国民投票法に伴い成人年齢を引き上げる必要性があるのだろうか。成人年齢を変えずに社会的にかんがみたく必要となる部分（法令）を改正するに留める選択肢もあるのではないだろうか。また成人年齢と選挙年齢が何故イコールではないかについて深く掘り下げた研究は行っておらず、今後機会があれば検討をしたいと思っている。

## 6. 少年の非行動向・状況について

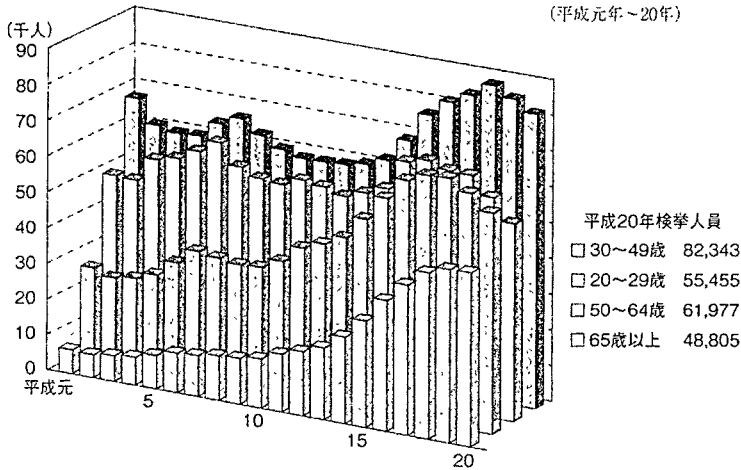
少年非行の低年齢化がよく問題となるが実際に低年齢化しているのだろうか。マスコミの報道を見ていると、低年齢者の触法行為・非行行為を如何にも悪質・凶悪事件<sup>27</sup>として一般市民の目を曇らせてしまうような過剰な報道がなされている。その結果、正しい情報を得ることが出来ない市民が報道によってコントロールされて「少年非行の凶悪化そして低年齢化」が作られてしまっていると考える。本章において、犯罪白書・警察統計から低年

4.1.4 図 非行少年率の推移



(出典) 法務省法務総合研究所「平成21年度版犯罪白書」131頁

一般刑法犯 検挙人員の推移 (年齢層別)



(出典) 法務省法務総合研究所『平成 21 年度版犯罪白書』118 頁

齢化について検討・分析を行う。

(1) 出生年別非行少年率について

図表 4-1-1-4 「非行少年率の推移」より出生年とその時代背景から考える。非行率の最大値は、昭和 46 年生まれにおいては 14 歳である者に対して昭和 52 年・58 年・平成元年生まれは、15 歳であり全体的に共通していることは 12 歳から徐々に高くなっているものの頂点（最大値）を境に急激に減少していることがわかる。

昭和 46 年生まれの者が最大値になっている 14 歳の時の社会背景は、昭和 60 年前後である。昭和 58 年ごろから少年非行の第三の波が来、日本経済も安定期に入り、街にネオンが溢れ「眠らない街」となり、物的にも豊かな社会になり、コンピューターゲーム機の普及によって、ゲームという仮想と現実社会との混同より判断が乏しく、ゲーム感覚（遊び型）の犯罪が増加した<sup>28</sup>。

次に昭和 58 年と平成元年は、類似傾向を窺う事が出来、本統計の非行率を見る限りでは、低年齢化しているとは言い難い。

(2) 一般刑法犯の検挙動向について

図表 3-4-1-1 は、一般刑法犯の検挙人員の推移であるが本統計は、20 代・30-40 代・50-64 歳・

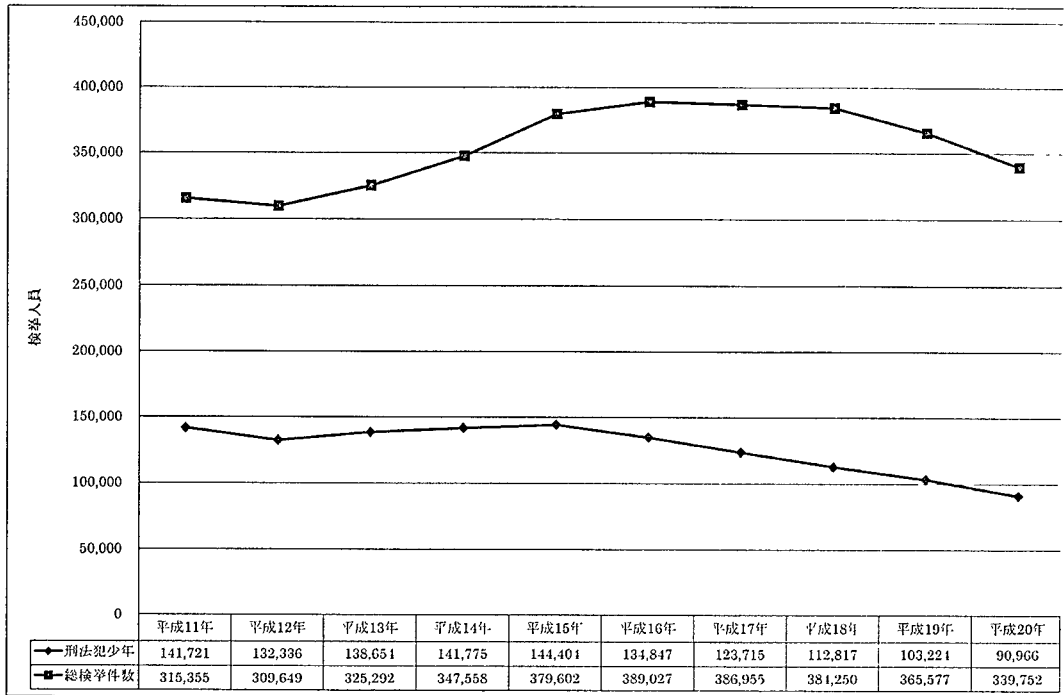
65 歳以上<sup>29</sup>の 4 項目に分けている。この検挙人員を見ると 65 歳以上の高齢犯罪者が上昇傾向にあるのに対して、他 3 項目は、平成 17 年以降減少気味であることから、非行少年の低年齢化というよりも犯罪者全体を通じて、犯罪の高齢化というべきである。

(3) 警察統計<sup>30</sup>より

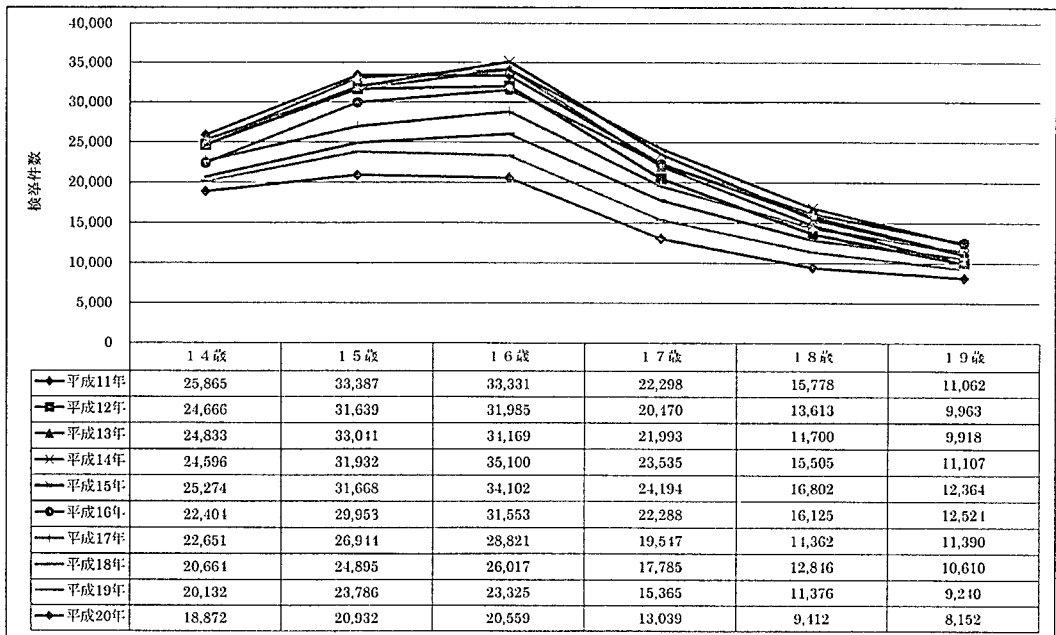
図表 1 より平成 11 年以降の少年刑法犯全体の動向は、横ばい程度で平成 15 年以降減少気味と窺える。図表 2-1、2-2 は、平成 11 年から 10 年間の年齢別の検挙状況である。全体的にみるとピークは、16 歳でありそれ以降は急激に減少していることが窺える。また 14、15 歳において、急激に増加しているとは言い難い。平成 11 年～16 年の各年齢のピーク数と平成 20 年を比較すると少子化で子ども人口が減少気味であることを前提にして鑑みても大きな変化ということが出来る。平成 11 年と平成 20 年の年少少年を比較すると約 20,000 件減少していることになる。

次に図表 3 では、過去 10 年間の年齢別検挙件数をその年の全体数で割った（検挙件数 / 少年刑法犯総数）比率図である。過去 10 年 18～19 歳が全体の 10%程度に対して 14 歳が平成 20 年にやや右上がりではあるものの平成

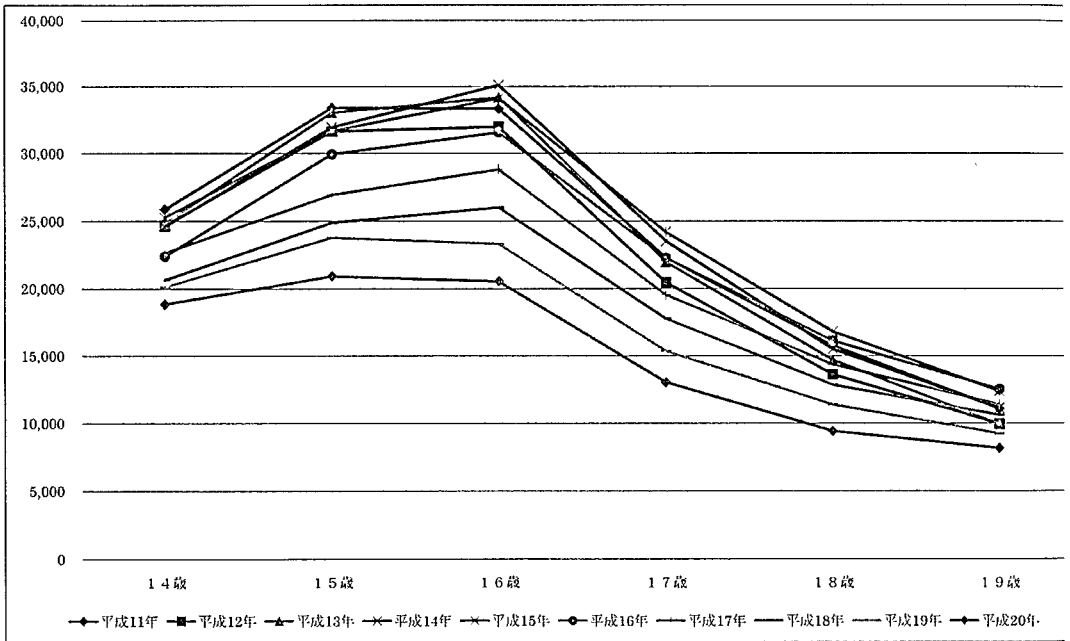
(図表 1) 総検挙と少年刑法犯動向 (平成 11 ~ 20 年)



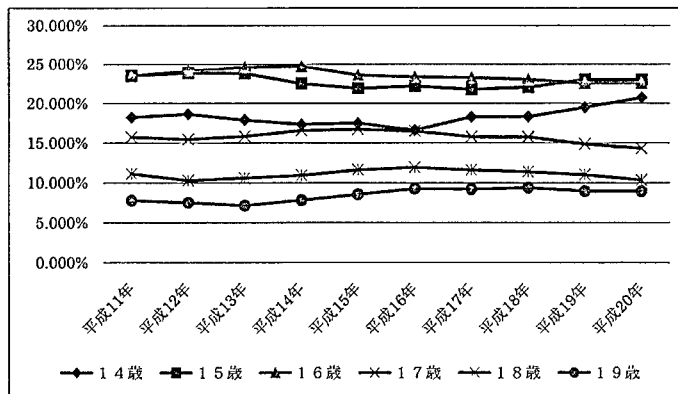
(図表 2-1) 年齢別検挙動向 (平成 11 ~ 20 年)



(図表 2-2) 年齢別検挙動向 (拡大図)



(図表 3) 年齢別検挙動向 (年齢別検挙数 / 少年刑法犯総数) 比率図



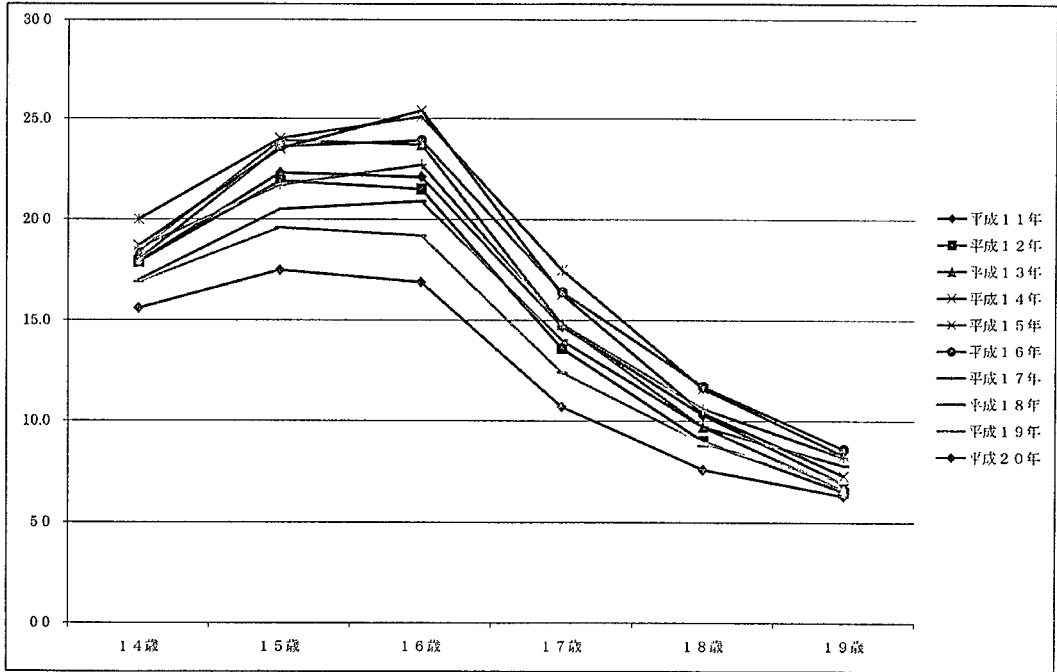
20年の全体数は、図表2-1、2-2より他年よりも件数自体が少ない。しかしこの年は、全体的に件数が少ないため、その年の比率を算出した場合には、右上がり（増加傾向）と解釈してしまうが実際は、前年より約1300件少ない。15・16歳は、件数もほぼ同数であり、17歳になると徐々に件数的には少なくなっている。

図表4は、人口比率から算出した数値であるが平成18年以降の低年齢者（14歳）の

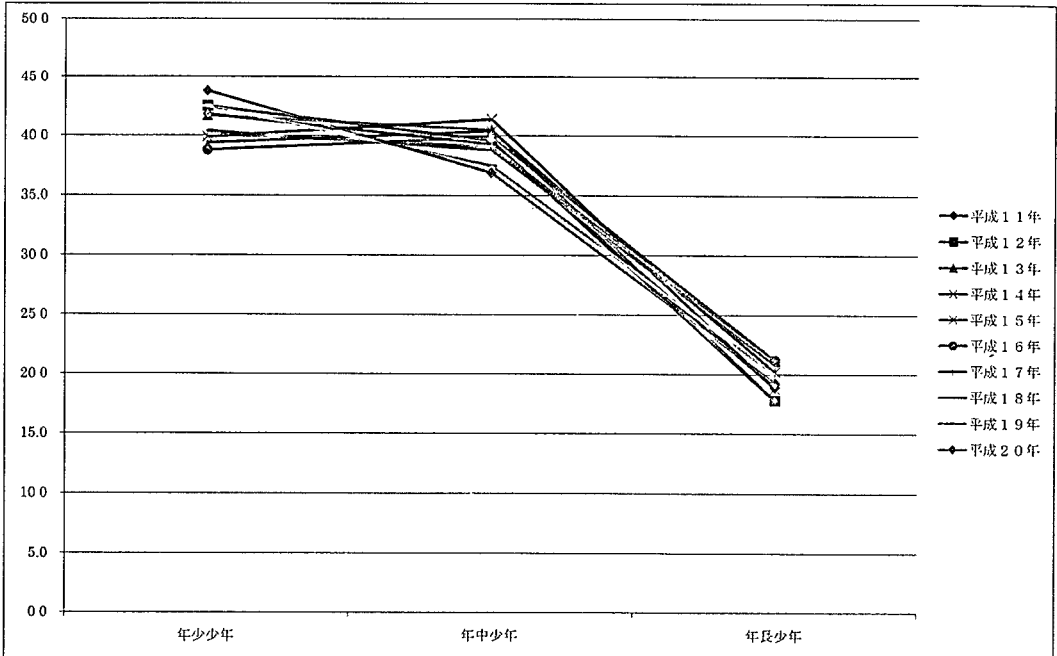
値は、それ以前に比べると少ないことを読み取ることができる。図表5は、年少少年・年中少年・年長少年ごとに分けた比率である。年少少年で一番高い数値を打ち出している平成20年、次点として平成11、12、13、19年のグループ、わずかに数パーセント離れて残りの年である。平成20年がわずかに頭を出している点に関して、平成20年14歳18,872件、15歳20,932件総数90,966件であり年少少年の



(図表4) 少年刑法犯の年齢別人口比



(図表5) 年少・年中・年長少年別の構成表



※図表1、2-1、2-2、4、5は警察統計を著者がグラフに表したものであり、図表3の数値は、年齢的検挙数を総数で割ったことで、全体（犯罪・非行）のどの程度であるかを表したものである。

比率は、 $39,804/90,966 = 43.75\%$ 対して次点の平成12年は、14歳24,666件、15歳31,639件総数132,336件であり年少少年の比率は、 $56,305/132,336 = 42.54\%$ である。よって比率的にみると増加傾向に見えてしまうが実際の件数は、平成20年の方が少ないことがわかる。

また浜井浩一氏は、非行のピークが高齢化に移行していることは、非行から足が洗えないまま成人になる若者が増加している<sup>31</sup>からだと指摘している。

以上、犯罪白書及び警察統計より少年非行状況を検討してきたが、統計(数値)からは、少年非行・少年犯罪の低年齢化また深刻な問題であると読みとることは出来なかった。

#### (4) 刑事責任と年齢について

1922年旧少年法(以下「旧法」)が制定された<sup>32</sup>。旧法は、感化院関係者からの批判もある中、少年の最善の利益のために教育や保護を課することが意識された。適用年齢は、18歳未満<sup>33</sup>であった制定当時、財政的に厳しいこともあり少年裁判所は全国に2か所しか設置することが出来なかった<sup>34</sup>が、昭和21年6月には全国に設置することができた<sup>35</sup>。その後、未成年者には手厚い保護が必要とする考え方より適用年齢引き上げが提唱された。戦後現行少年法を制定するにあたり、適用年齢を20歳に引き上げるとともに少年院法にも保護主義の拡充が行われた。その後、年長少年の処遇の在り方が議論されたが、18歳未満の少年とはある程度異なる取り扱いをするという指摘に留まった。

第一次改正少年法において、法20条但書を削除した。但書は、検察官へ送致の際に16歳に満たない少年については送致することが出来ないとされていた。よって終局決定時に16歳未満の少年は、凶悪重大事件を犯していても、刑法41条によれば14歳以上であれば刑事責任を有すると解釈されつつも少年法によって刑事処分相当として扱うことが出来なかった。これに対して司法研修所は、凶悪事件が後を絶たず憂慮すべき状況であり、この

年齢層であっても罪を犯したら処断・処罰の対象になることを明示し、社会生活における責任を自覚させ、その健全な育成を図る必要があるので刑事処分可能年齢を刑事責任年齢に一致させてその下限を14歳まで引き下げたと説明している。この制度の理解として、引き下げによって検送という選択肢が増えたことで14歳や15歳の少年においても刑事処分相当と判断された場合に、家庭裁判所において凶悪重大犯罪への適正な対応が出来るようになった。またいたずらに厳罰化であるとして批判があることも記している<sup>36</sup>。むしろ、家庭裁判所での慎重な対応が前提となつてではあるが、凶悪重大事件において刑罰が科される可能性があることで社会生活上の責任を自覚させ、その健全な成長を促す道もあることを明らかにした<sup>37</sup>。

引き下げによって刑法と少年法の法体系的な整合性を得たものの、実際に司法研修所が指摘するほど本改正が進む時に凶悪重大犯罪が発生していたのか。また近年の犯罪状況を鑑みてもそれほど問題になっているとは考えられない<sup>38</sup>。そしていたずらに厳罰化と批判があるとしているが、法理論上と少年の肉体的精神的な部分が比例しているわけではない。もし比例しており、年齢を引き下げるのであれば問題はないが法令のみが変化(改正)しつつ、その影響の受動者に何等変化がなければ厳罰と言っても過言ではない。

改正当時、年少少年による重大事件として「神戸児童連続殺傷事件」「大阪寝屋川独居老人強盗殺人事件」「東京夢の島強盗殺人事件」「大分一家殺傷事件」が挙げられている。法改正後の年少少年事件は32件発生している。殺人(計4件/14歳2件/15歳2件)、傷害致死(24/10/14)、強盗殺人(3/1/2)、強盗致死(1/0/1)であり総数は(32/13/19)である。処分状況は、検察官送致2件(15歳)、少年院送致23件(14歳9件・15歳14件)、児童自立支援施設1件、保護観察処分6件(3/3)となっている。この状況から但書を削除し、検送可能とし保護のみではなく刑事処分選択の枠を広げるの必要性が見いだせ

(図表 6) 発達段階区分と Erikson 発達課題表

(年齢)	少年司法	生理的基準		社会的基準		発達課題 (Erikson)			
		受精(着床) 誕生(始期)	直立歩行	幼稚園入園	小学校入学	中学校入学	高校入学	就職	退職
		positive	negative	人間の強さ					
0歳	1 4 歳未 満 触 法 少 年	出生前期(胎児期)				基本的信 頼感	基本的 不信感	希望	
1か月 1歳半		新生児期・乳児期				自立性	恥・疑惑	意志力	
6歳		幼 児 期	前期			自発性	罪悪感	目的意識	
			後期						
7歳		思 春 期	児 童 期	前期					
8歳				中期					
9歳			後期	3次性徴の発現	中学校入学				
10歳			青 年 期	前期					
11歳		中期							
12歳		後期		生理的・心理的 諸機能の一応 の完成	就職				
13歳	2 0 4 才 以 上 犯 罪 少 年	思 春 期	前期			自我の同 一性の確 立	自我の 同一性の 拡散	忠誠心	
14歳			中期						
15歳			後期						
16歳		成 人	成 人 期				親密感	孤独感	愛の能力
17歳									
18歳	中 年 期	成 人 期				生殖性	停滞	世話(care)	
19歳									
20歳									
21歳	老 年 期	成 人 期				自我の統合	絶望感	英知	
22歳									
40歳	成 人	中 年 期							
60歳									
			老年期	死亡(終期)					

(参考文献) 桜井茂男・濱口佳和・向井隆代『子どものこころ 児童心理学入門』(有斐閣アルマ、2009年)9頁、15頁

ない。なお本統計は1年間のものであるが年少少年の件数は、横ばい程度<sup>39</sup>である。

ドイツ少年刑法で示すところによれば、該当者は満14歳以上満18歳未満のすべての若者<sup>40</sup>である。刑事的成熟・刑事責任年齢 (Strafmündigkeit) は、満14歳を以て開始される。14歳未満のすべての若者は、刑事的未成熟 (Strafunmündig)、ドイツ刑法典第19条<sup>41</sup>では、責任無能力 (Schuldunfähigkeit) と定めている<sup>42</sup>。

## 7. 現代社会の「子ども」の発達と素質について

幼児が児童へ、青年へ、成人へ発達する経

緯として生理的・社会的そして Erikson による「発達理論」を合わせ検討・分析する。

第一に子どもの成長には、乳幼児期に①満足(喜怒)②苦痛(哀恐)③興味(嫌悪・驚)から照れ・共感・嫉妬を覚え、幼児期になるにつれ誇り・恥・罪悪感を持つようになる<sup>43</sup>。これは成長する中で様々な環境・機会を得ることで物事を複雑に見ることができるようになるからだと思う。こうした感情が成長することにより「キレ」「荒れ」より悪い方向へ導く結果になることもある<sup>44</sup>が成長の中でコントロールできるようになる能力を身に付けることで非行に走らない子どもに成長する。

第二に心と社会性を検討する。Erikson は、図表6(右側の黒枠部分)のように分析をし

ている。Positiveは達成されたら獲得でき、Negativeは達成出来なかった場合に生じる結果になる。児童期において、学校教育より様々な知識や技能を身に付け、人間関係を通し対人技能や道徳性などを習得する。これらが達成できれば「勤勉性」が確保されるものの達成出来なかった場合は「劣等性」が形成される。すなわち、周囲が出来ていることで劣等感を覚えてしまいこの劣等性を回復へ導かなければその後の自我同一性の確立にも大きな影響を与えてしまう<sup>45</sup>。

子どもを取り巻く環境もここ数年で変わりつつある。高度成長期(1955-1973年)には都市部の工業化と人口流入より遊ぶ空間の激減や仲間集団の縮小化(異年齢グループから同年齢グループへ)、テレビ視聴による屋外遊戯の減少、屋内遊戯増加、そして1980年からテレビゲーム<sup>46</sup>の普及により遊びが孤立化・自閉化<sup>47</sup>することで遊ぶことから学ぶ対人関係に影響をもたらしている。

子どもの体格は、戦後間もない頃の子どもに比べ社会が豊かになることで様々な物を安易に手に入れること(栄養や性的刺激)が出来、成長に影響を及ぼしている。その結果、身長が高く、体重が重く、初潮や精通といった成熟を早く迎えている。身長や体重に関して、考えられるのは自分の親よりも大きく重くなっている点である。しかし、肉体的な成長のみで精神面においては、対人関係が希薄になり、得られるものに限りが出ることで従来に比べると精神的成長成熟相当年齢が低下してきていると考えられる。

また非行少年(犯罪少年)の質的部分について河合幹雄氏は、凶悪よりひ弱で稚拙化し、非行の態様面においても被害者から見ると凶悪ともとれるものの加害少年は未熟な犯罪態様である<sup>48</sup>と指摘している。土井隆義氏は、社会(世間)は、非行少年を一人前の人格の体现者として看做す以上、刑事処分率が上がっていてもよいはずだ。しかし実際は上がっていないと指摘し、よって少年を大人と同等な存在と看做す世間の風潮に反して、少

年はかつてよりも幼稚になっている。そして刑事処分を科そうとしても科せないほどに非行少年は稚拙化している<sup>49</sup>としている。

## 8. 一考察

社会に危険や不安を与える行為を行った成人は、刑罰によって刑事責任を問われるのに対して、現行法における少年が、刑罰ではなく保護主義の下で保護処分もしくは場合によって刑事処分(刑事処分相当)を課せられることには理由がある。その理由は、要保護性や少年の可塑性として精神的・肉体的にも成長途上・未熟であるが故、刑法が求めている社会規範への理解が乏しく(規範遵守能力が欠如まではいかないが弱い)、自己の利益を判断できかねない(弁識能力の欠如まではいかないが弱い)と考えられる。よって未成年で非行を行った少年は原則家庭裁判所<sup>50</sup>へ送致された後、審判を受け要保護性の有無などに応じて軽微な行為においても少年院(又は、保護観察・試験観察など)において更生を促すものであるが成人年齢の引き下げの影響で少年の適応年齢が18歳になるのであれば軽微な犯罪行為をした場合は、起訴猶予や執行猶予を科されることで、何ら教育や指導も受けられないまま社会へ野放しになってしまうことになり、未成熟な少年にとって不利益な効果しか生まない結果に導いてしまう。また刑罰適応性を鑑みる上で未熟で成長途中であるが故、刑法の機能である威嚇としての刑罰をもって責任を問うことは難しい。よって刑法41条において刑事責任能力の規定は14歳を基準として示しているが少年刑事責任を有する者が完全責任能力を有していると理解することは困難であり建前と実際は異なっていると考える。

年齢引下げ賛成論として「意見表明権」についての議論がある。子ども(児童)の権利条約12条1項の規定では「…自己の意見を形成する能力のある児童(capable of forming his or her own views)」と規定されているが下線部分を見ると「能力を有する」とある。

これは、合理的な判断を下せることが前提となり、希望を伝える（表明する）幼年者は含まれていないものの年齢制限は課せられていない。家事審判規則 54 条、同 70 条では子どもの意見聴取として「15 歳以上」と年齢制限を定めている。子どもの権利条約 3 条 1 項は、「…児童の最善の利益…」を規定している。家事審判規則 54 条の規定の 15 歳以上の子どもが意見聴取することで両親の離婚を左右する、言い換えれば子どもの意見に責任が課せられてしまうことであると解すのであれば「子どもの最善の利益」を考えるのであれば、意見表明をする以上責任もかかってしまう行為に対して表明させるのであれば様々な配慮が必要である。

権利を考える上で福田雅章氏によれば子どもは、大人（成人）のような自己決定や自己責任の主体ではなく尊厳をもったひとりの人間であることを意味<sup>51</sup>する。また子どもが主体的に生きる力を回復しようとするのが子どもの権利論<sup>52</sup>である。すなわち、子どもの精神的・肉体的・社会的に成長して自律の主体者になる過程に有する権利であり、意見表明権というものが自己決定と自己責任といった責務を負った判断ではなく、自身の尊厳により表明する権利であり、表明することで失敗がある場合も何度でも挑戦（challenge）することができることといえよう。そして試行錯誤を繰り返す社会参加によって成長発達を保障するものである。

戦後の高度成長期の頃は、社会が働き手を求めることで子どもたちも社会や経済成長・発達によって自立が促進されていったこと<sup>53</sup>だったが近年<sup>54</sup>は、不景気のため高卒での働き口も少なくなり大卒（新卒）者の就職率も氷河期となっている。すなわち、引かれたレールに乗っていただけならよかったものの高卒であれば 18 歳、短大・専門学校であれば 20 歳、大卒であれば 22 歳前後には、自立できる環境として手に職を持つことが出来たがここ数年は、特に不景気のため中々、職を得ることが出来ない。職を得ることが出来なければ

どうなるか。①一生懸命に職を得るために努力する②不景気を理由に諦める③アルバイト生活④大学院へ進学（勉強をして知識を付けるケースと逃げ道のケースなど様々な理由が推測できる）などがあげられるが少年から青年の移行期にこのような社会・環境によってニートやフリーターとして明日の見えない生活をするのは、自立を希望しても自立できないことにつながる。よって国によって自立支援策定がなされている。これらの状況から自立は、難しくなっている。

そもそも自立とは、一体何だろうか。自立の定義を考えたい。物理的事由として「経済的リスク・生活リスクを解消することが可能であり、行為に対して責任を遂行できる者」「社会に野放しにされても生活を自立出来る者」、精神的理由として「不安解消（不安回避）」「生命解消（生存力）」「社会適応能力」「自律（自立的主体性）」とするのであれば現行法上の規定の年齢制限内であっても少年非行率の少年非行の高齢化や国民生活センター報告などにおける大学生の悪徳商法被害状況から鑑みても年齢制限を下げることは、民主党が掲げている「責任と権利」について、自己の行った行為に対しての責任を課することは確かに必要であるものの権利を餌に責任までを要求した法政策はあるべきではない。様々な権利を定めている法律には、年齢で制限を加えている。その制限がなぜこの境界であるのかは、歴史的な視点から見ても現代社会における「子ども」の質や子どもたちが置かれている家庭環境や社会情勢・社会環境など人間を取り巻く状況を鑑みてもこの境界が前提となり、またこの境界によって守られ「保護」されている。よって権利や責任とあって現実社会の状況を検証せずに年齢を引き下げることには問題がある。

現代社会において、パラサイト・シングル（親と同居する未婚者）が増大している。生活費として家に 2～3 万円渡している。これは収入の学卒（大卒）者の初任給の 1 割～1.5 割程度であり、娘の場合は「家事手伝い」といったカテゴリーがあり、結婚資金まで親が負担

をする<sup>55</sup>。よって家に一定金額を納めることで残りを自由に使うことが出来るため自由で楽しみに富んだ豊かな生活を送れるようになり自立の機会を失ってしまっているのではないだろうか。

よって民法改正の中でも成人年齢の引き下げに関しては少年法をはじめ300近くの法令にも関わってくるものであるために慎重な審議をする必要があり、年少少年に対して参政権や国民投票権等といった権利（餌）を与える前にその「権利」に対しての責任を自覚できるようでなければならぬ。また成人年齢＝選挙年齢（選挙権を有する年齢）である必要性はなく、成人年齢を引き下げには様々な関連法との整合性の問題もあり、引き下げをすることで現行法上の「子ども」に弊害・不利益に働くことも推測される。

## 註

- 1 2010.9.18 現在まだ法整備が整っていない。
- 2 大村敦志論文「民法4条をめぐる立法論的覚書—『年少者法（こども・わかもの法）への第一歩—」（法曹時報第59巻第9号）2870頁
- 3 前掲大村論文2870頁
- 4 朝日新聞（2009年10月29日）
- 5 武内謙治「犯罪研究動向少年法研究の動向」日本犯罪社会学会『犯罪社会学研究』No.35（2010年）163頁
- 6 平成16年に現代語化された。
- 7 太政官布告とは、旧憲法下における法律または、勅令事項
- 8 田中亜希子『近代日本の未成年者処遇制度』（2005年、大阪大学出版会）12頁参照
- 9 谷口知平＝石田喜久夫『新版注釈民法（1）総論（1）[改訂版]』（2002年）294頁以下
- 10 朝日新聞（2009.10.29）
- 11 横山実論文「非行少年の処遇理念の推移—少年法適応の上限年齢との関係に見る保護主義理念の推移」（澤登俊雄＝高内寿夫『少年法の理念』、現代人文社、2010年）124-125頁
- 12 前掲横山125-126頁
- 13 山田昌弘『逃走する家族 戦後家族モデルの形成と解体』（有斐閣、2005年）125頁
- 14 州によって一部異なる。
- 15 警察庁統計によると経済的理由で年間自殺者数も1999年頃まで概ね20,000～24,000人であったが2000年以降32,000～34,000人程度となっている。
- 16 前掲山田217頁
- 17 岩田正美『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』（有斐閣、2008年）170頁、前掲横山126頁
- 18 荒木二郎論文「新『青少年育成施策大綱』策定と『子ども・若者育成支援推進法』の成立」（前掲澤登＝高内）235頁以下
- 19 小関慶太論文a『『健全育成』について一考察（1）』（桐蔭横浜大学、『桐蔭論叢』19号（2008））183頁において介入・干渉に自説を述べてあるので参照されたい。
- 20 養老令では、3歳以下を「黄」、16歳以下を「少」、20歳以下を「中」と定めていた。[小関慶太論文b「健全育成について一考察（2）』（桐蔭横浜大学、『桐蔭論叢』21号（2009））138頁以下]、高野清純＝多田俊文『児童心理学を学ぶ』（有斐閣選書、1986年）9-10頁参照
- 21 重松一義a『日本獄制史の研究』（吉川弘文館、2005年）114頁以下参照、石井良助『日本法制史概説』（創文社、1984年）152頁参照、同298頁参照
- 22 前掲石井503頁参照
- 23 前掲田中12頁
- 24 渡邊一弘『少年の刑事責任 年齢と刑事責任能力の視点から』（2006年、専修大学出版局）165頁
- 25 英国・米国・カナダは州によって例外あり。
- 26 朝日新聞（2009年10月29日）
- 27 2004年（平成16年）の少年による殺人事件は62件に対して1961年（昭和36年）は、

- 448 件であった。[芹沢和也『ホラーハウス 社会 法を犯した「少年」と「異常者」たち』（講談社 a 新書、2006 年）186 頁] 少年非行の実態は、統計を見る限り凶悪化していないにも関わらず触法少年の処遇を中心とする第二次少年法改正が行われた。しかし、改正によって 14 才以上の少年を少年刑務所に収容可能としたものの 16 歳までは少年院で少年院収容受刑者（少年院法第一条）とし、少年院において 16 歳までの間に矯正教育を保護処分の中で図るものの 16 歳を期したことで少年刑務所において刑事処分を課することは、どのような影響を与えるのか。16 歳未満の少年刑務所に収容できない者に対して一貫して少年院で個別的な矯正プログラムに沿って教育を行う方が少年の更生へつながるだろう。よって本改正は、社会に対して少年法の在り方を示す、説明をすることを果たすためのものであったと窺える。また第二次改正法のきっかけとなった少年非行として触法少年が長崎で発生した児童を殺害した事件、佐世保で発生した同級生殺害事件の 2 件があげられる。
- 28 小関慶太論文 b 「少年の刑事責任における一考察」(桐蔭横浜大学、『桐蔭論叢』17 号、2007 年 12 月) 13 頁以下
- 29 高齢者の年齢基準が法務省と法務省では 60 歳と 65 歳と異なっているため、このような集計・統計が法務省（犯罪白書）に示されているものと思われる。
- 30 警察庁生活安全局少年課「少年非行等の概要」平成 20 年 1 月～12 月（平成 21 年 2 月発行）警察庁ホームページ（以下、「警察統計」）
- 31 浜井浩一『2 円で刑務所、5 億円で執行猶予』（光文社新書、2009 年）55 頁
- 32 前掲小関論文 b 参照
- 33 旧法 1 条・旧法 4 条
- 34 更生保護 50 年史編集委員会『更生保護 50 年史（第 1 編）社会生活とともに歩む更生保護』（全国保護連盟・全国更生保護法人連盟・全国更生保護協会、2000 年）166-192 頁参照、前掲小関論文 c に設置状況の詳細を図表で示した。
- 35 重松一義 b 『少年懲戒教育史』（信山社、1986 年）597 頁以下、前掲小関論文 a177 頁参照
- 36 司法修習所編『改正少年法の運用に関する研究』（法曹会、2006 年）100 頁以下
- 37 安部哲夫『新版 青少年保護法』（尚学社、2009 年）106 頁
- 38 葛野尋之・正木祐史・本庄武・岡田行雄・淵野貴生・武内謙二・中川孝博 / 改正少年法検証研究会 資料「『司法研修所編・改正少年法の運用に関する研究』の批判的検討（立命館大学『立命法理学』2006 年 3 月 307 号）参照
- 39 小関慶太論文 e 「裁判員制度における少年刑事裁判に関して一考察」（桐蔭横浜大学『桐蔭論叢』第 21 号、2009 年 12 月）5 頁以下
- 40 ドイツ少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz）第一条第二項第一文
- 41 刑法典第 19 条「犯罪実行時に満 14 歳になっていない者は、責任無能力である」
- 42 Hans-Jürgen kerner = 小川浩三訳『ドイツにおける刑事訴追と制裁 成年および少年刑事法の現状分析と改革構造』（信山社、2008 年）33-34 頁
- 43 桜井茂男・濱口佳和・向井隆代「子どものこころ 児童心理学入門」（有斐閣アルマ、2009 年）11 頁
- 44 広田照幸『日本人のしつけは衰退したか』（講談社現代新書、1999 年）179 頁参照
- 45 前掲桜井他 15-16 頁
- 46 任天堂のファミコン、スーパーファミコン、ゲームボーイをはじめとし、任天堂 DS やテレビがなくても遊べる機器が増えている。また屋内でゲーム感覚でスポーツを行うことが可能となった Wii 等が発売されている。
- 47 重松一義 c 『少年法の思想と発展』（信山社、2002 年）5 頁、前掲桜井他 36-37 頁

- 48 河合幹雄「時流自論 犯罪の『稚拙化』に注目を」(朝日新聞、2007年2月12日)
- 49 土井隆義「人間失格? 「罪」を犯した少年と社会をつなぐ」(日本図書センター、2010年) 50頁
- 50 日本の家庭裁判所は、「少年事件(審判)」「家事事件(審判)」に特化した裁判所である。ドイツの家庭裁判所は、区裁判所及び地方裁判所内の部として家族裁判所が設けられている。[前掲 Hans-Jürgen Kerner=小川 27頁]
- 51 福田雅章論文『人間の尊厳の権利化 子ども意見表明権を手掛かりに、21世紀のあたらしい人権を展望する』175頁(一橋大学大学院法学研究科高裁シンポジウム実行委員会編集「一橋大学大学院法学研究科国際シンポジウム報告書 THE REPORT OF THE HITOTSUBASHI UNIVERSITY INTERNATIONAL SYMPOSIUM, THE RIGHTS OF THE CHILD 子どもの権利を考える」1999年)
- 52 前掲福田 175頁
- 53 広田照幸氏が文部省『学校基本調査報告書』より1965年3月卒業生について中卒・高卒、男女別に県外就職率を示している。それによれば総数的に中卒男子31.3%中卒女子35.5%、高卒男子37.5%高卒女子22.3%でありもっとも多い鹿児島県は、中卒男子74.5%中卒女子89%、高卒男子78.7%高卒女子56.8%である。この数値より1954年から集団就職列車が走り、都市部で人手不足が生じて求人が増大することで働き口が多かったことを示している。[前掲広田 102頁表 3-2]
- 54 高校進学率は、1955年に51.5%→1965年70.7%→1974年90%超、大学・短大進学率は、1955年10.1%→1965年17.1%→1974年34.7% [前掲広田 107頁]、現在(2010年)では大学全入時代とも呼ばれている。
- 55 前掲山田 189頁